

鹿児島市ごみ収集車広告募集要領

(趣旨)

第1条 この要領は、鹿児島市広告掲載等指針（平成18年10月1日施行。以下「指針」という。）及び鹿児島市広告掲載等基準（平成18年10月1日施行。以下「基準」という。）に定めるほか、清掃事務所が管理するごみ収集車（以下「収集車」という。）の広告掲載の募集に関して、必要な事項を定めるものとする。

(広告の内容の範囲)

第2条 広告の内容、表示等に関する範囲は、別表のとおりとする。

(広告の掲載ができないもの)

第3条 広告の内容が、前条別表において広告することができないとされているもののほか、ごみ収集運搬業務を広告主が行っていると市民に無用な誤解を招くおそれがあるもの、又はごみ収集業務に支障が生ずるおそれがあるものについては、広告することができない。

(広告の規格)

第4条 広告の規格は、ごみ収集車広告掲載仕様書（以下「仕様書」という。）を別に定める。

(広告の掲載方法)

第5条 広告掲載は、特殊フィルムの貼付によるものとし、車体塗装は行わないものとする。

2 前項の特殊フィルムは、広告掲載期間中における車体からの剥離又は広告撤去に際して車体塗装の剥離が発生しない材料としなければならない。

(広告の掲載期間)

第6条 広告の掲載期間は、原則として4月1日から翌年の3月31日までの期間とする。ただし、広告主が希望する場合は継続も可能とし、掲載期間を延長する場合は、3か月前までに書面で申込するものとする。

(広告主の募集)

第7条 広告主の募集は、市広報紙及びホームページ等により実施するものとする。

2 市長は、広告枠に空きがあるときは、随時募集を行うことができる。

(広告掲載の申込み)

第8条 収集車に広告を掲載しようとする広告主は、ごみ収集車車体広告掲載申込書（様式第1。以下「申込書」という。）により、掲載しようとする広告の原稿等を添えて、市長に提出しなければならない。

(広告掲載の決定)

第9条 市長は、申込書の提出を受けたときは、広告の内容を審査し、速やかに広告掲載の可否を決定するものとする。

2 市長は、広告の掲載を決定したときは、ごみ収集車広告掲載決定通知書（様式第2）により、広告の不掲載を決定したときは、ごみ収集車広告不掲載決定通知書（様式第3）により

広告主に通知するものとする。

3 市長は、デザイン素材、ラフスケッチその他掲載の可否を検討するため必要な資料の提出を求めるものとする。

4 市長は、第2項の広告掲載の決定をした後の事情変更等により、広告物の内容、デザイン等が指針及び基準に抵触し、又はそのおそれがあると認めるときは、広告主に対し広告の内容等の変更を求めることができる。

(広告物の製作、掲出及び撤去)

第10条 収集車に掲出する広告物は、広告主が経費を負担するものとし、広告主は、市長の指定する仕様に従って製作、掲出及び撤去を行うものとする。

2 広告主は、広告掲出及びその撤去を行おうとするときは、収集車の運行業務に支障が生じないよう市長と協議のうえ、日程、工程等を決定し、市長の指示に従って施工するものとする。

3 広告物の撤去により、収集車の車体表面、塗装、構造等をき損し、又は破損したときは、広告主が経費を負担して原状回復するものとする。

(広告の変更)

第11条 広告主は、掲載期間中に当該広告の内容を変更しようとするときは、ごみ収集車広告掲載変更申込書(様式第4)により、変更しようとする広告の原稿等を添えて、市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による広告掲載の決定の手続きについては、第9条の規定を準用する。

(広告掲載料の納入)

第12条 広告主は、広告掲載料を、市長が指定する期日までに納付しなければならない。

(広告掲載の取り消し)

第13条 指針第9条に規定する特に必要があると認めるときは、次に掲げるとおりとする。

- (1) 広告掲載料が市長が定める日までに納付されないとき。
- (2) 広告主が書面により広告掲載の辞退を申し出たとき。
- (3) その他市長が広告掲載が特に支障があると認めるとき。

(広告掲載の取り下げ)

第14条 広告主は、自己の都合により広告掲載を取り下げることができる。

2 広告主は、広告掲載の期間内に広告掲載を取り下げるときは、事前に市長に対し、ごみ収集車広告掲載取下書(様式第5)により提出しなければならない。

(広告掲載料の還付)

第15条 既に納付した広告掲載料は、還付しない。ただし、広告主の責めに帰すことができない事由により、広告掲載を中止し、又は広告掲載に係る契約を解除したときは、この限りではない。

2 前項ただし書きの規定による場合において、当該月の広告を掲出する日のうち、半分を超

えて運行できなかつた場合は、当該月の広告掲載料を還付する。

3 第2項の規定により還付する広告掲載料については利子を付さない。

(広告物の修復)

第16条 広告掲載期間中に市の責に帰する事由により広告の破損等が生じた場合は、市が原状回復するものとする。

2 経年に起因する色あせ等の劣化については、広告主が経費を負担して修復を行うものとする。

(屋外広告物の申請等)

第17条 鹿児島市屋外広告物条例(平成8年条例第4号)による広告物の許可申請等の手続きは、広告主の責任において行うものとし、その費用は、広告主の負担とする。

(広告主の責務)

第18条 広告主は、広告の内容その他広告の表示に関するすべての事項について、一切の責任を負うものとし、第三者の権利の侵害、広告に関連する財産権の不適正な処理、第三者に損害を与える行為その他の不正な行為を行ってはならない。

2 広告主は、広告の表示により、第三者の損害を与えた場合は、広告主の責任及び負担において解決しなければならない。

(協議)

第19条 この要領に定めのない事項について疑義が生じた場合は、市と広告主双方が誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

(その他)

第20条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。